

学校法人長崎学院 公益通報者の保護に関する規程

(平成 22 年 9 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）に基づき、学校法人長崎学院（以下、「学院」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もって学院のコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 職員等

学院の職員（通報の日前 1 年以内に教育職員・事務職員であった者を含む。）、学院の業務に従事する者（派遣契約、委託契約その他の契約に基づき学院の業務に従事する者をいい、通報の日前 1 年以内にその身分であった者を含む。）及び役員をいう。

(2) 公益通報等

職員等が、法令、寄附行為若しくは学院の諸規程に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下、「法令違反行為」という。）を、当該法令違反行為について処分、勧告等をする権限を有する行政機関等又は第 5 条に規定する学院の通報窓口（上司等への報告を含む。）に通報し、又は相談することをいう。

(内部公益通報の体制整備)

第 3 条 学院は、内部公益通報等に適切に対応する体制を整備し、理事長がこれを統括する。

(公益通報者保護責任者)

第 4 条 学院に公益通報者保護責任者（以下、「保護責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 保護責任者は、学院における通報者の保護に関する事務を総括する。

(通報窓口及び相談窓口)

第 5 条 学院における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、法人総務課に公益通報受付、相談窓口を設置し、総務課長を公益通報窓口担当者（以下、「窓口担当者」という。）とする。

2 前条及び本条第 1 項に拘わらず、通報対象事実の実施主体である者（以下、「被通報者」という。）その他通報事案に密接に関係し、又は関係していたことが明らかになった者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。この場合において理事長は、必要が生じた都度、当該業務に付随する守秘義務等について十分な説明・確認を行ったうえで、別の職員を保護責任者もしくは窓口担当者に定める。

(公益通報等の方法)

第 6 条 公益通報及び公益通報に関する相談方法は、電話・電子メール・FAX・文書・面会とする。

2 職員等は、内部公益通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 職員等は、不正の利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、通報を行ってはならない。

(公益通報者の範囲)

第7条 公益通報受付及び公益通報相談窓口の利用は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学院の職員等
- (2) 学院の取引業者の労働者
- (3) 学院の学生及びその保護者

(通報の受付等)

第8条 窓口担当者は、公益通報を受け付けたときは、直ちに保護責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受理した旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の公益通報を受け付けたときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。

3 第1項で報告を受けた保護責任者は、その内容(通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を速やかに理事長又は監事に報告しなければならない。

4 理事長、理事が被通報者となる等、これらの者に関係する事案については、監事に報告を行うものとする。ただし、監事への報告だけでは独立性が十分に担保できない場合、保護責任者は、その他相当と認める措置を取らなければならない。

(通報に対する措置)

第9条 保護責任者は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 通報者の氏名その他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、保護責任者・窓口担当者でのみ共有するものとする。

3 通報対象事実の調査により得られた情報(前項の情報を除く)は、前項に規定する者のほか、是正措置の検討に関与する職員・役員、及び必要に応じて権限を有する行政機関に限り共有するものとする。

4 保護責任者は、職員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置を取り、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置を取るものとする。

5 保護責任者は、職員等が、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置を取るものとする。

6 保護責任者は、公益通報等を通報窓口が受けた日から起算して20日以内に、当該法令違反行為に関する調査の実施の有無等の検討結果を当該公益通報者等に通知する。この場合において、解決済みの案件であるためもしくは明らかに調査の必要がないため等の正当な理由により調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。ただし、匿名による内部公益通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

7 理事長は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、調査委員会(以下、「委員会」という。)を設置するものとする。なお、委員会の委員長は理事長があたり、構成員は事項の性質によって、その都度理事長が定める。

8 委員会構成員は、利益相反関係の排除の観点から、当該公益通報等の内容に関係しない者とする。

9 委員会は、公益通報された事項に関する調査を実施するものとする。

10 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

(調査の実施)

第10条 調査は、調査の対象となる者に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

2 調査は、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

（調査委員会への協力）

第 11 条 学院の職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、正当な理由があるときを除いて、委員長又は委員会に協力しなければならない。

（調査結果の通知）

第 12 条 委員長は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、調査結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第 13 条 保護責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下、「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 理事長が法令違反行為を行ったことが明らかになった場合は、監事は当該事実を理事会に報告し、理事会は、是正に必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定により是正措置等を講じたときは、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知（ただし、匿名による内部公益通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合を除く）し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

4 保護責任者（本条第 2 項の場合にあっては、理事会）は、法令違反行為の是正措置が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

5 学院は、当該法令違反行為に関与した職員に対し、就業規則及び職員の懲戒に関する規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

6 理事長が法令違反又は前項に掲げる行為を行った場合は、理事会が適切な措置を取るものとする。

（被通報者への配慮）

第 14 条 委員長は、前条第 2 項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（窓口担当者等の遵守事項）

第 15 条 通報窓口担当者及び委員会構成員等調査関係者は、その職務の遂行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 被通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査の対象部門及び被通報者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 実効的な調査・是正措置等のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲を必要最小限に限定すること。

(5) 職務上知り得た事実及び公益通報者等を特定させる情報を、正当な理由なく漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

2 学院は、前項の規定に違反した者に対し、第 13 条第 5 項に準じ、懲戒処分等を行うことができる。

（不利益な取扱いの禁止）

第 16 条 学院は、公益通報者等及び調査協力者に対して、当該公益通報者等及び調査協力者を解雇（派遣契約、委託契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者については、当該契約の解除とする。）等の不利益な取扱いをしないものとする。ただし、職員等が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りでない。

2 職員等は、公益通報を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

3 職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。

4 学院は、通報者に対し、不利益な取扱いを受けた際には内部公益通報受付窓口に連絡するよう予め伝える方法により、通報者が不利益な取扱いを受けていないか把握する措置を取るものとする。

5 学院は、前項の定めるところにより、通報者が、公益通報を理由とする不利益な取扱いを受けていることを把握した場合は、速やかに不利益な状況を解消する等、適切な救済・回復の措置を取るものとする。

（関係法令の適用）

第 17 条 学院における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

（改廃）

第 18 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和 2）年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022（令和 4）年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行する。